

注目記事

- ◆1ページ◆ 講演会中止
- ◆2ページ◆ 助成金で車両を整備
- ◆3ページ◆ 震災による被災状況

救護施設やしおみ荘

〒972-0161 福島県いわき市遠野町上遠野字堀切27
☎(0246) 89-33333 ㊟(0246) 89-33334

知的障がい者通勤寮 レジデンスなごそ

〒979-0145 福島県いわき市勿来町四沢清水17-1
☎(0246) 78-1336 ㊟(0246) 65-4160

ケアホーム・グループホーム

メゾン・ド・あたご、メゾン・ド・ほりぎり、コーポあかおな

指定相談事業・地域生活相談室せんとらる

〒979-0145 福島県いわき市勿来町四沢清水17-1
☎(0246) 65-5222

知的障がい者更生施設ふじみ更生園

ショートステイほっと
〒972-0252 福島県いわき市遠野町上根本字白坂384
☎(0246) 89-3400 ㊟(0246) 89-3454

虹のかけはし

〒974-8261 福島県いわき市植田町中央3-1-7
植田ビル2F
☎(0246) 77-2885 ㊟(0246) 77-2886

ワークセンターしおさい

〒971-8161 福島県いわき市小名浜諏訪町1-10
☎(0246) 73-2077 ㊟(0246) 73-2078

手打ちうどん 天眞庵

〒974-8212 福島県いわき市東田町2-11-7
☎(0246) 77-2033

ヘルパーステーションあくていぶ

〒974-8261 福島県いわき市植田町中央3-1-7
植田ビル3F
☎(0246) 62-8810 ㊟(0246) 62-8810

児童デイサービスちゃーむ・日中一時支援事業ウイズ

〒971-8166 福島県いわき市小名浜愛宕上13-23
☎(0246) 73-2033 ㊟(0246) 73-2034

平成22年度 社会福祉法人誠心会 地域生活相談室せんとらる主催セミナーについて

平成23年3月19日(土)

スパリゾートハワイアンズ「ラピータ」にて、県内外の福祉関係者、行政関係者、保護者等、150名を越える参加申込をいただき、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 課長 土生栄二氏をお招きして、当法人地域生活相談室せんとらるが主催で、「障害者制度改革をめぐって」求められる障がい者総合福祉法」をテーマに講演会を開催する予定でしたが、東日本大震災による影響を考慮し中止致しました。

この講演会では、共催者を代表して、いわき市長 渡辺敬夫様よりご挨拶を頂く予定でした。また、ご来賓として、衆議院議員 吉野正芳様、参議院議員 森雅子様よりご祝辞を頂く予定でした。多くの方々に支えられ、講演会を開催する予定でありましたが、震災のため中止となりましたこと、この場を借りてお詫び

申し上げます。大変申し訳ありませんでした。また、ご尽力下さいました皆様にご礼申し上げます。ありがとうございました。

*以下に、講演会として予定してりました内容をご紹介いたします。(レジュメより抜粋)

演題「障害者制度改革をめぐって」求められる障がい者総合福祉法」
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
課長 土生 栄二氏

1、障がい者制度改革推進会議等の状況について

障害者保健福祉について、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法(仮称)を制定することとされている。この「障がい者総合福祉法(仮称)」の検討のために、平成22

年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところであり、障害者の方々や事業者などの現場の方々をはじめ、様々な関係者の意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。

この新たな制度ができるまでの間、平成22年4月から低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする。また、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立したところである。

2、障害者自立支援法の改正について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

①趣旨
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明確にする

②利用者負担の見直し
利用者負担について、応能負担を原則に。障害福祉サービスと補装具の利用負担を合算し負担を軽減

③障害者の範囲の見直し
発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④相談支援の充実
相談支援体制の強化(市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)、支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤障害児支援の強化